

○国立大学法人宮崎大学部局長等会議規程

〔平成 29 年 3 月 23 日〕  
制 定

改正 平成 31 年 3 月 28 日 令和 3 年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人宮崎大学基本規則第 46 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人宮崎大学部局長等会議（以下「部局長等会議」という。）の任務、組織及び運営その他必要な事項について定める。

(任務)

第 2 条 部局長等会議の任務は、国立大学法人宮崎大学及び宮崎大学の運営の重要事項について、役員会と学部その他の教育研究組織等の連絡調整を行い、円滑な学内コンセンサスの形成を図るものとする。

(組織)

第 3 条 部局長等会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 常勤理事
- (3) 副学長
- (4) 各学部長
- (5) 各研究科長
- (6) 各学内共同教育研究施設の長
- (7) 学長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 前条第 7 号に定める者の任期は 3 年以内とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、任命した学長の任期の末日以前でなければならない。

2 前項の者に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第 5 条 部局長等会議に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、部局長等会議を主宰する。

3 学長に事故があるときは、あらかじめ学長の指名する理事がその職務を代行する。

(代理出席)

第 6 条 第 3 条第 4 号から第 6 号までの委員が用務のためやむを得ず欠席する場合は、当該委員の指名する当該学部（工学部にあつては、工学教育研究部）、研究科又は学内共同教育研究施設の教員が代理出席することができる。

(事務)

第 7 条 部局長等会議の事務は、企画総務部総務広報課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、部局長等会議の運営等に関し必要な事項は、部局長等会議が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 宮崎大学部局長会議規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和3年10月1日から施行する。